



12月は

「職場のハラスメント撲滅月間」です

令和6年度



私たちは持続可能な開発目標支援 (SDGs) をしています

ハラスメント防止啓発講演会



YouTube
による録画配信
(要事前申込)

社員研修にもご利用ください



【第1部】情報提供 20分

「職場におけるハラスメント 防止対策について」

【説明】 佐賀労働局 雇用環境・均等室



【第2部】講演 70分

「判例から学ぶ！ハラスメントの 理解と対策」

令和4年4月からは、中小企業を含むすべての事業所において一律に、セクハラ、マタハラ、パワハラ防止措置が義務づけされるようになっています。企業、事業所などに今求められている具体的な対応について、判例などを交え弁護士が網羅的に解説します。

●対象：**どなたでも**
(視聴後のwebアンケートに回答いただける方)

●参加費：**無料**(通信料は各自負担)

●申込み：**専用申込フォームからの参加申込**が必要です。
下記アドレス、または 右の2次元コードから
専用申込フォームへお進みください。

●https://www.avance.or.jp/danjyo/_2790/_5501.html

●申込締切：**11月26日(火)**

※申込をいただいた方に視聴用URLを

11月30日(土)までにメールでお知らせします。



専用申込フォーム

▶ 配信期間 **12月3日(火)**
～ **12月17日(火)**

▶ 期間内のご都合の良い時間に、ご視聴できます。

▶ インターネットに接続できる環境(パソコン、タブレット、スマートフォン)が必要です。



【第2部 講師】 里内 友貴子さん
(里内法律事務所 弁護士)

京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻終了。
2008年京都弁護士会登録、法律事務所を経て、2016年
里内法律事務所を開設。京都府女性活躍推進・ワークラ
イフバランス推進マネージャー(2016年～2020年)、
長岡京市男女共同参画審議会委員(現)、亀岡市男女共
同参画審議会委員(現)等公職も務める。共著に「女性
社員の労務相談ハンドブック」「裁判所・指針から読
み解くハラスメント該当性の判断」(新日本法規出版)
がある。

佐賀県立男女共同参画センター(アバッセ)

〒840-0815 佐賀市天神三丁目2-11

TEL 0952-26-0011 FAX 0952-25-5591

E-mail danjo@avance.or.jp

URL <https://www.avance.or.jp>

※佐賀県立男女共同参画センターの事業は、佐賀県からの委託を
受けて公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団が実施します。

※この受講者募集に伴い収集した個人情報は、講座運営のためにのみ
使用し、それ以外の目的に使用することはありません。